

議案第 6 1 号

三田市立認定こども園条例の制定について

三田市立認定こども園条例を次のとおり定める。

令和 5 年 8 月 2 4 日提出

三田市長 田 村 克 也

## 三田市条例第 号

### 三田市立認定こども園条例

#### (設置)

第1条 小学校就学前の子どもに対する教育、保育及び子育て支援事業を総合的に実施するため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法という。」）第3条第1項の認定を受ける同法第2条第2項の幼稚園として、本市に幼稚園型認定こども園（以下「こども園」という。）を設置する。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- (2) 1号認定子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第19条第1号に該当する教育・保育給付認定子どもをいう。
- (3) 2号認定子ども 支援法第19条第2号に該当する教育・保育給付認定子どもをいう。
- (4) 保育標準時間認定 支援法第20条第3項に規定する保育必要量の認定において、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育の利用に係る認定をいう。
- (5) 保育短時間認定 支援法第20条第3項に規定する保育必要量の認定において、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育の利用に係る認定をいう。
- (6) 延長保育 支援法第59条第2号に規定する時間外保育をいう。
- (7) 預かり保育 支援法第59条第10号に規定する一時預かり事業のうち、こども園に在籍する1号認定子どもに対して行うものをいう。

2 前項に掲げるもののほか、この条例における用語の意義は、支援法における用語の例による。

#### (名称及び位置)

第3条 こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
三田市立認定こども園みつば幼稚園	三田市上井沢310番地

(実施事業)

第4条 こども園は、次の各号に掲げる事業を実施する。ただし、第1号から第3号までに掲げる事業は、当該こども園に在籍する子ども（以下「園児」という。）を対象とする。

- (1) 認定こども園法第6条の規定により行う教育及び保育
- (2) 延長保育
- (3) 預かり保育
- (4) 子育て支援事業（認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業をいう。以下同じ。）のうち、三田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるもの

(入園資格)

第5条 こども園に入園することができる者は、小学校就学の始期3年前から小学校就学の始期に達するまでの子どもであって、2号認定子ども及び三田市内に在住する1号認定子どもとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(入園の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、こども園に入園しようとする子どもの入園を保留し、又は入園をさせないことができる。

- (1) 定員その他の事情により、こども園を利用させることができないとき。
- (2) 子どもが感染症疾患等を有し、他の園児に感染するおそれがあるとき。
- (3) 子どもの心身がこども園における教育又は保育に堪えないとき。
- (4) 子どもが前条に規定する入園資格を満たさなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないとき。

(保育の停止又は退園)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該園児の保育を停止し、又はこども園を退園させることができる。

- (1) 前条第2号から第5号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 入園の申請書に虚偽の記載があると認められるとき。

(3) 園児又はその保護者がこども園の管理運営上必要な指示に従わないとき。

(4) 園児が正当な理由なく1月以上引き続き欠席したとき。

(保育料)

第8条 こども園の保育料は、0円とする。

(延長保育料及び預かり保育料)

第9条 延長保育を利用した園児の保護者は、別表の事業区分及び利用区分に応じてそれぞれに定める額を延長保育料として納付しなければならない。

2 預かり保育を利用した園児の保護者は、別表の事業区分及び利用区分に応じてそれぞれに定める額を預かり保育料として納付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、三田市子育てのための施設等利用給付に係る保育の必要性の認定に関する規則（令和元年三田市規則第8号）第2条に規定する保育の必要性の認定基準に該当する者に係る預かり保育料の額は、前項の規定により算出した1月の預かり保育料の額から、450円に当該月中に預かり保育を利用した日数を乗じて得た額（当該額が11,300円を超える場合には、11,300円とする。）を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）とする。

(給食費)

第10条 食事の提供を受けた園児の保護者又は園児以外で食事の提供を受けた者は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額をこども園における食事の提供に要する費用（以下「給食費」という。）として納付しなければならない。

(1) 1号認定子ども 月額2,940円

(2) 2号認定子ども及びこども園に勤務する職員 月額5,160円

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める者 日額210円

2 1号認定子どもが預かり保育を利用し、かつ、食事の提供を受けたときは、当該園児の保護者は、前項第1号に規定する額に1日当たり210円（おやつの提供を受けた場合は1日当たり50円を加えた額）に当該月中に食事の提供を受けた日数を乗じて得た額を加えた額を納付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、法令に定めがあるとき又は特別の理由があると認められるときの給食費は、規則で定める。

(保育料等の納付期限)

第11条 保護者及び給食費を納付する者（以下「保護者等」という。）は、保育料

等（延長保育料、預かり保育料及び給食費をいう。以下同じ。）を規則で定める期日までに納付しなければならない。

（保育料等の減免）

第12条 教育委員会は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、保育料等を減額し、又は免除することができる。

（保育料等の不還付）

第13条 既納の保育料等は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（補則）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 市長は、この条例の施行の日前においても、この条例の施行に関し必要な準備行為を行うことができる。

（三田市立学校施設目的外使用条例の一部改正）

3 三田市立学校施設目的外使用条例（昭和37年三田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び幼稚園」を「、幼稚園及び認定こども園」に改める。

（三田市立幼稚園条例の一部改正）

4 三田市立幼稚園条例（昭和39年三田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中三田市立広野幼稚園の項、三田市立本庄幼稚園の項及び三田市立藍幼稚園の項を削る。

第3条の表を次のように改める。

幼稚園の名称	学級数
三田市立三田幼稚園	6学級以内
三田市立三輪幼稚園	6学級以内
三田市立志手原幼稚園	2学級以内

三田市立小野幼稚園	3学級以内
三田市立母子幼稚園	1学級
三田市立松が丘幼稚園	6学級以内
三田市立高平幼稚園	2学級以内

(三田市立学校給食センター設置条例の一部改正)

- 5 三田市立学校給食センター設置条例（昭和59年三田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び幼稚園」を「、幼稚園及び認定こども園」に改める。

別表（第9条関係）

事業区分	利用区分	日額等	上限月額
延長保育	午前7時から午前8時30分まで	200円	
	午後4時30分から午後6時まで	200円	
	午後6時から午後7時まで（土曜日を除く。）	30分あたり 200円	5,000円
預かり保育	午前7時から午前8時30分まで	200円	
	午前8時30分から午前11時30分まで	500円	
	午前11時30分から午後2時まで	400円	
	午後2時から午後4時30分まで	400円	
	午後4時30分から午後6時まで	200円	
	午後6時から午後7時まで（土曜日を除く。）	30分あたり 200円	5,000円